

植田まさき後援会入会申込書

本会の趣旨に賛同し、入会を申し込みます。

フリガナ		性 別
氏 名		
生年月日	年 月 日	
電 話		
E-mail		
住 所	〒	
ご家族で入 会される方 がいらっし ゃればご記 入くださ い。	(ふりがな) お名前 生年月日 年 月 日	
	ご住所	
	(ふりがな) お名前 生年月日 年 月 日	
	ご住所	

備 考	
-----	--

※入会に際し提供いただいた個人情報は、後援会活動以外には使用しません。

申込日： 年 月 日

植 田 ま さ き 後 援 会 規 約

第1条（名称・所在地）

本会は、植田まさき後援会と称し、主たる事務所を安来市におく。

第2条（目的）

本会は、安来市の市政発展と市民生活の向上に向け活動している植田真矢樹氏の政治活動を世代・住居地・職域・政治理念に関わらず幅広く後援することを本来の目的とし、あわせて会員相互の親睦を深めることを目的とする。

第3条（事業）

本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- 1 講演会、座談会等の開催
- 2 会報等の発刊及び配布
- 3 関係諸団体との連携
- 4 その他本会の目的達成のため必要な事業

第4条（会員）

本会は、第2条の目的に賛同し、入会申込書を提出した者をもって会員とする。

第5条（役員）

本会に次の役員をおく。

代 表	複数名
幹 事	若干名
会計責任者	1名
会計責任者代理	1名
監 事	2名

第6条（役員の選出及び任期）

- 1 役員は、総会において選出する。
- 2 役員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

第7条（会議）

- 1 代表は、毎年1回の通常総会その他必要に応じ臨時総会を招集する。
- 2 代表は、必要に応じ役員会を招集する。

第8条（経費）

本会の経費は、会費、寄附金その他の収入をもって充当する。

第9条（会計年度及び会計監査）

- 1 本会の会計年度は、毎年1月1日より12月31日までとする。
- 2 会計責任者は、本会の経理につき年1回監事による監査を受け、その監査意見書を付して総会に報告する。

第10条（規約の改廃）

本規約の改廃は、総会において決定する。

第11条（補則）

本規約に定めのない事項については、役員会で決定する。

附則

本規約は、令和7年7月17日より実施する。